

平成20年第4回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

平成20年12月10日(水曜日)

議事日程第3号

平成20年12月10日(水曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者 4番 小杉良一 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議員発案に対する質疑

第4. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第180号から議案第181号まで 2件

第5. 提出議案・議員発案・陳情の委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(27人)

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
14番 佐藤勇	15番 佐藤實	16番 高橋信雄
17番 村上文男	18番 佐藤賢一	19番 伊藤順男
20番 鈴木和夫	21番 佐藤譲司	22番 小松義嗣
23番 佐藤俊和	24番 土田与七郎	25番 村上亨
26番 三浦秀雄	27番 齋藤栄一	30番 井島市太郎

欠席議員(1人)

28番 齋藤作圓

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
理事	佐々木永吉	総務部長	渡部聖一
企画調整部長	中嶋豪	市民環境部長	鷹島恵一
福祉保健部長	齋藤隆一	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	阿部一夫	建設部長	猿田正好
教育次長	須田高	ガス水道局長	高橋勉

消 防 長	中 村 晴 二	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	小 松 浩
財 政 課 長	阿 部 太 津 夫	企 画 調 整 課 長	大 庭 司

議会事務局職員出席者

局 長	村 上 典 夫	次 長	長 三 浦 清 久
書 記	遠 藤 正 人	書 記	阿 部 徹 司
書 記	石 郷 岡 孝	書 記	鈴 木 司

午前10時01分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

28番齋藤作圓君より欠席の届け出があります。

出席議員は27名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。このたび追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

それでは本日の議事に入ります。

議長（井島市太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番小杉良一君の発言を許します。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） おはようございます。

私からも故石川久議員のご逝去に対して、心からの哀悼の誠をささげたいと思います。私は、よく石川さんをご自宅までお送りする機会がありました。そのたびに石川さんはよく、みずからを由利本荘市議会の御意見番というふうに申されておりました。まさに、議場における舌鋒鋭い熱を帯びたありし日の姿は、まさに御意見番の名にふさわしいものだというように思います。我々議員は石川議員の意志を継いで、せめて御意見番とまではいなくても、常日ごろから市民の声を議会に反映する市民の御用聞きという役目は果たしたいというふうに考えて、これから一般質問に入ります。

私からは、11月27日に通告しております大項目4点について、順を追って質問いたします。

1点目の食の安全についてですが、まず汚染米について、中国製冷凍ギョーザ中毒事件や食品偽装表示事件など、消費者の食の安全は脅かされ続け、その解決を見ないまま、今度は米粉加工販売会社三笠フーズによる残留農薬などで汚染された事故米の不正転売問題が表面化し、工業用のりの用途として政府から安く購入した汚染米を食用として転売し、約390業者に流通したと報じられています。基準値の倍のメタミドホスが検出さ

れたことにも、農水大臣や事務次官の発言が国民感情を逆なでするようなもので一層不信感をあおる形となり、更迭を余儀なくされています。また、三笠フーズは食品衛生法違反などの疑いで一斉捜索を受けたほか、現在、大阪地裁に破産手続を申し立てています。さらに、内閣府の事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議は、調査報告書の中で事態を招いた要因、責任の所在として、食の安全への農水省職員の自覚の欠如。安全性より、汚染米の処分を優先。総合食料局幹部職員の責任が最も重いと指弾し、今後の取り組みとして、食の安全を最優先する意識改革。縦割り意識解消のための組織見直しなどを明記し、歴代大臣や事務次官にも強い反省を求めています。

出先機関が96回の検査で不正を見抜けなかったことの問題もさることながら、その後の乳製品などへのメラミン汚染など、一連の食への不安・不信の発生元である中国への日本側の弱腰が一番問題だと私は感ずるものですが、市民の安全をつかさどる市長のご所見をお伺いいたします。

次に、このような中国にいまだに頼らざるを得ないと信じ込んでいる日本の食糧自給率ですが、カロリーベースで前年度の39%から1ポイント上昇し、40%を回復したと発表されました。回復は、平成5年に大凶作で米を260万トン緊急輸入して37%に落ち込んだ翌年の反動以来のことですが、そもそもこの統計は1960年度から始まり、その年の79%を最高に長期低落が続いていました。たまたま世界的な穀物高騰を受け、小麦製品の値上がりなどで割安感が出た米に消費が回帰したことや、国産小麦の生産量がふえたことなどが背景にあります。主要先進国では、カナダ145%、アメリカ128%、フランス122%など、農業国で100%を超えており、日本は最低水準となっております。

平成4年に46%だった数字は、10年前から40%に落ち込んでいることは悲憤慷慨やる方ないのですが、この政策姿勢こそ改めさせなければならないと信ずるもので、今、民主党が100%を目指すのに対抗して自民党は50%を目指すとしているようですが、その具体策が何も示されていないのが実態です。

次に、食糧危機についてですが、これまで食糧自給率を一層低下させる政策方向を選択してきた日本の政策担当者や世論が楽観的態度に終始している背景には、日本がだめでも中国があるさ、アメリカがあるさ、アジアがあるさという認識があるため、食糧危機と言えばアフリカのことではないかと考える人が多いわけですが、人類にとっての食糧危機の震源地はアジアであると言われていています。

アースポリシー研究所長のレスター・ブラウン博士によれば、穀物需要の増大は人口と燃料用需要の増加が原因、人口が毎年7,000万人ずつふえ続け、世界人口、現在65億人のうち40億人が穀物を飼料にした畜産品を多く食べるようになった。アジアには世界人口の約6割が住んでいるが、2050年に98億人にふえ、その約6割、59億人がアジアに住むものと想定され、つまり今現在の世界中の人口のほとんどがアジアに集中するという時代が目前にきています。そのアジアに生きる人々の食糧をだれがどこでつくっているか、そのことが人類の食糧問題の中心的な課題となります。アジアで伝統的な穀倉地帯と言われ膨大な輸出力を誇っていたタイの輸出能力が急速に低下し、中国は農地が年間85万ヘクタール、年率1%の減少、そして砂漠化の進行と工業用地への転用、都市と農村の所得格差が増大し都市に移住する農民が急増し、2030年には中国の穀物は2億トンも不足するという予測を出すまでになっています。世界的にも、かんがい用水が不

足し、20世紀後半、世界のかんがい面積は3倍になったが、21世紀にはほとんどふえず、1人当たり面積は1%ずつ減っています。気候変動リスクが増大し、異常気象によって平年がなくなってしまう。今抱えている危機は、世界でいまだかつて起きたことがないもので、食糧安保をすぐに回復しなければ社会不安と政治不安定が世界を覆い、文明社会の安定そのものを急速に脅かすことになる」と博士は警告しています。

次に、市場原理についてですが、よりよいものをより安く、より多くというのが市場原理ですが、食べ物の場合はよりよいものとは何かをしっかりと見定めることなく、より安く価格偏重で考えるところから、食糧の選び方に誤りが生ずる根源があると思います。よりよいものとは、何よりも生命と健康の関連から考えられるべきものであり、また、食糧の社会的自給ということを重視するならば、価格優先で考えるのではなく、農業者、農地、地力がふえたのかどうかをこそ重視して考えられるべきです。

端的に言えば、食糧という商品は、それを生産している農業者が持続的に生産することを保障しているのか、地元で生産労働をつくり出し、所得をもたらす商品なのか。そうではなく、輸入食品のように消費するだけの商品なのかは、その持つ本質的な価値として大きな違いがあります。また、地元で生産労働をもたらさない単なる消費のための食糧は地域としての収入が少なくなるので、消費者にとっても結果的に非常に高価なものになってしまいます。この価格に対する正確な見方が、食糧の社会的自給を考えるときに避けて通れない課題となります。

失業していて収入のない人にとっては、食料品価格が安くてもそれは安いということにはならないわけで、所得のある労働が保障されてこそ価格が問題となり、その意味で失業をつくり出す輸入食品と国内に所得のある農業労働をつくり出す国産農産物が、同じ本質を持つ農産物と言えないという原理を理解することがコンセンサスづくりとして必要だと思います。

地産地消について。

消費者が農作物を食べるために金を払っても、その大半は石油と流通と加工の費用に化けてしまい、その結果、消費者には高価格、生産者には低所得の状態が続くこととなります。こうなる原因は生産と消費が分断されているからで、生産者は低価格でも売らざるを得ず、消費者は高価格でも買わざるを得なくなるのです。

地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産と消費を結びつけ、顔が見え話ができる関係づくりにつながる取り組みで、全国に1万4,000の施設で年間利用者数が延べ2億3,000万人となっています。このことは生産者の生産意欲を高めるとともに、全国の消費者の9割が地産地消を意識した日常を送るなど、消費者、生産者双方の関心が高まってきています。

地産地消で期待される効果として、食や農に関する消費者の理解と関心が高まるなど食育につながる。地域の生産者等と地元食品企業や学校等との連携が生まれるなど、地域全体の活性化につながる。食糧自給率向上につながる。農産物の輸送距離が短くなり、排気ガスの削減等、環境負荷低減につながる。地域の農地や環境、農村が守られる。といった項目について「とても期待できる」、「やや期待できる」を選択した割合が9割から7割近いモニターの回答の数字も報告されています。

地元の農産物が購入できる場所の情報、地産地消の意義や効果など、直接、消費者の

行動に結びつく地元産取扱店等の基本的な情報の提供や、直売所、農産加工場、学校給食等への年間を通じた原料の安定的供給、数量や品目数の確保といった生産者と実需者のニーズを合致させ、現実的な取引に発展させるための情報交換の場づくりなど行政のかかわりが期待される課題もあり、実践的な取り組みを進めるための地産地消推進計画の策定を市町村等を主体として展開されていますが、本市の策定の考え方をお伺いいたします。

次に、有機栽培、特別栽培についてですが、私は数年前、合併前の新潟県頸城村の有機農業の現場を視察し、5メートル幅の整然と舗装された農道や、1ヘクタール区画に整備された圃場でコシヒカリの有機栽培を、役所と農協が協力し合い農家を支援し、積極的に面積拡大を進めていた中で、生産農家が仮に産直で売り切れなかった場合は、農協が責任を持って有利販売してやるから安心して作付面積をふやすように指導している姿を見て、カルチャーショックを受けてきました。このことから、まず私自身、特別栽培に取り組んで経験を積むことから始めていますが、やはり生産物の有利販売が一番の課題ということが見えています。

2006年度の有機農産物の生産量は国内農産物全体の0.17%にとどまっており、その年、超党派の議員立法で有機農業推進法が成立しており、政府は具体的施策の検討を進めていましたが、今年8月、中国製冷凍ギョーザ中毒事件など食の安心・安全への関心の高まりを受け、来年4月までに全国約40カ所で有機農業のモデルタウンを選定する方針を固めています。市町村や民間団体などから公募し国を選定するもので、モデルタウンでは作物の栽培技術、土壌づくり、肥料づくりの指導や有機種苗の供給などに補助金を支給するほか、販路の確保など参入しやすい環境を整え、全国への普及の核にしています。そのための予算、有機農業総合支援対策費として前年度の8倍に当たる4億6,000万円を計上しています。本市として、市内農家の経営安定につなげる意味からもこの事業に応募すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、所得の配分の構造についてですが、平成12年の川上である農水産物の国内生産が12兆1,000億円で、川下となる飲食費の最終消費額は80兆3,000億円まで膨らんでいます。これは、最終消費額のうち加工品が41兆5,000億円の51.7%、外食産業が23兆7,000億円の29.5%と合わせて8割を超え、次第にその割合が上昇していることから、川上の農水産物はわずか15%、水産物を除く農業総産出額は、平成17年の数字で8兆4,887億円の約10%と年々減少しています。所得はその半分以下と見るべきですから、消費者の財布から支払われる食費のうち農業所得は5%に届かないのが実態で、現在の農産物市場の構造は大きな問題点を抱えていると言わざるを得ないのです。

本来であれば、フランスや日本の1970年代前後のように3分の1くらいは農漁民に渡る構造になっていなければならないと思うのですが、もちろん農家の側からの6次産業の取り組みといったさらなる自助努力も求められますが、現実には、繰り返しますが消費者の財布から80兆円払った食費のうち、農家に渡るのは10%の8兆円、これでは富の分配が公平に行われていないと思うもので、農家が持続的に生産するための所得の再配分の政策が必要と考えるものですが、市長はどのようなご所見でありましょうか。お伺いいたします。

大綱2点目の森林整備の促進について。

美しい森づくり基盤整備交付金制度の活用についてお尋ねいたします。

由利本荘市の森林は、にかほ市分とともに子吉川地域森林計画区に属し、流域一体となった取り組みが進められております。その中でも本市の民有林面積は圧倒的で約7万ヘクタールにも及び、県内最大を誇ると聞いておりますので、市長は行政面において県内市町村の森林、林業、林産業の振興のためのリーダーであり、その視点に立ち、本市の森林整備について質問いたします。

ことは、環境・気候変動を主要なテーマとした北海道洞爺湖サミットが開かれ、地球温暖化対策などの重要な課題が議論されました。全世界を巻き込んだ地球環境問題解決への運動が展開されている中で、森林による吸収源対策が重要な位置づけとなっております。つまり日本の温室効果ガスの6%削減を義務づけた京都議定書は、森林によるCO<sub>2</sub>吸収で削減量の3.8%を賄う目標をクリアするため、国では大型予算を組み整備を支援、子吉川地域でも平成15年度には補助金ベースで2億円であった造林補助金が平成20年度には2倍の4億円となり、大規模な間伐が実施されていると聞いております。

このような流れの中で、国ではさらに間伐量を現行より36%ふやすなどとした新しい全国森林計画、2009年度～23年度までの計画を決定し、近年にない山への追い風が吹き続ける見通しであります。

そこで、美しい森づくり基盤整備交付金制度の活用についてですが、本制度は従来の補助事業にさらに上積みした間伐などの事業展開を支援するためにスタートしておりますが、本市における制度の活用の実態はどのような状況にあるのでしょうか。かつて大規模に植林され成長した森林や、林齢は高いがさらに間伐を要する森林などがこの制度の対象とされており、多くの森林が手入れを待っております。本制度への積極的な取り組みにより適切な森林環境づくりを支援すべきと考えますが、本市の取り組み方針についてお尋ねいたします。

また、大内地域のように市有林で町内会等との分収契約がある場合、事業に負担金が発生することがネックとなり進まないケースがあると聞いておりますが、先人・先輩から受け継いだ公共財産を遅滞なく管理するためにも、どのような対策を考えておられるかお伺いいたします。

なお、市が管理する森林整備に係る費用が市の財政状況悪化の原因のような負のイメージの報道も見受けられますが、日常的に地球環境規模で機能貢献し雇用の確保も図られ、その後に随時の収入も見込める森林の扱いを、他の公共施設建設運営などと同視するのは筋が違うのではないかと考えます。私は、これにかかわる公債残高をはるかに超える公共的財産価値があると認識しており、市が管理する森林においても同様、この制度により他の模範となる取り組みを期待するものであり、この点についても方針をお伺いいたします。

次に、民有林造林促進事業費補助金のかさ上げについてですが、国や県が予算を確保し積極的な森林整備が進められていながら、それでも間伐などがなかなか進まないのは補助金の自己負担にあります。森林組合や民間業者などからも同様の声が届いております。多くの森林所有者は、面積規模も小さく経済的にも悪化する農家経済と連動しているのが実情であり、投資に対する回収期間が長期にわたり、しかも現状の安い木材価格では到底、積極的な整備意欲など生まれるものではありません。とはいえ、適期の管理

を怠り、光や風の入らない手入れの悪い状態で、カニ腐れなどの障害からせっかくの山林の価値を大きく下げようような状況にあります。

由利本荘市では、独自のかさ上げ措置によりこの課題に取り組み、平成19年度には事業費の10%、平成20年度は3%カットして7%の補助が行われています。来年度はさらに補助率がカットされるのではないかと関係者から危惧する声が聞かれますので、現段階での基本的な方針についてお伺いいたします。

なお、同じ本荘由利森林組合員である隣のかほ市においては、本年度、平成20年度も10%の補助が継続して行われているとのこと。さらに来年度からは、森林組合員以外の山林所有者へも同様の支援措置を拡大して行う方針と伺っております。

市が独自に行う森林整備施策は限られており、面的にも一体的な取り組みが必要と考えられますが、これらのことも踏まえたご答弁をお願いいたします。

大綱3点目、総合発展計画の見直しについて。

昨日も多くの議員がこの点に触れております。重なる点があるでしょうが、よろしくお願ひします。

一体事業と地域事業について。

由利本荘市では平成17年の合併以来、市町村建設計画に係る事業計画の一体事業として、これまで総合体育館建設事業、防災行政無線遠隔システム、消防行政無線遠隔システム、統合型時空間GIS導入等の事業を実施してきています。そして9月25日の9月議会最終日の全員協議会で総合発展計画主要事業見直しについての説明があった中で、私は殊さら一体事業、地域事業、消防事業という区別を強調するところに、新市まちづくり計画、総合発展計画の中で繰り返し、住民に対しては一体性を認識してもらうことによって新市への帰属意識と連帯感を醸成し、地域への誇りと自信を高めてもらえるような取り組みを推進するとうたってきたこれまでの方針から違和感を覚えたものです。

また、一体事業については、ヒアリング実施後に企画調整課が仮調整案を作成したとしていますが、一つ、庁舎等整備事業大規模改造（耐震補強）。一つ、鳥海地域総合ミュージアム建設事業。一つ、市道松ヶ崎亀田線道路改良舗装事業。一つ、校舎等整備事業大規模改造（耐震補強）などは、どの段階で追加になったのか、その経緯についてお伺いいたします。

次に、まちづくり交付金事業について。

当初、総合文化施設は一般単独の120億円の事業費の計画で、事業年度は平成22年～26年までの後期事業のはずでした。それがメディアライブラリーと文化会館機能の融合、さらにまちづくり交付金事業の対象となることなどから、平成22年までの完成と前倒しされ、総事業費も文化会館と図書館の2つを建てたら120億円、それを一つにするから88億円まで圧縮され、削減されるというふうにより有利な説明を受けてきました。私は財政難の折から継続事業を1年でも繰り延べして平準化し、他事業とのバランスを図るべきだと主張したのですが、私の思いは通りませんでした。

そして、先月11日に岩手県大船渡市に同じ新居千秋都市建築設計の設計によるリアスホールを視察し、由利本荘市の計画より2,500平方メートルほど規模は小さい建物でしたが、総事業費が51億4,000万円ということで、単純に本市のケースに案分すれば本市の総事業費は66億円程度の数字になるなということを感じてきたのです。それというの

も、大船渡市の方は落札率が下限の80%と施工業者の努力が要因でしたが、今回の議会にその契約議案が上程されておりますけれども、基本的な考え方として、例えば隣の人がAという代理店から新型の車を2割引きで買ったとすれば、自分も新型の車を2割引きにしてもらう努力をするのが一般生活においては常識ですが、今回の文化複合施設の落札業者は大船渡市と同じ戸田建設ということのようです。財政難で市民に我慢を押しつけているときに本市は大盤振る舞いをする余裕はないわけで、大船渡市が80%の落札率に対して本市はなぜ89%の落札率となったのか素朴な疑問を抱きました。この9%によって6億円の開きが出るのに、市としてはどのような努力をしたのかまずお伺いいたします。

次に、校舎等整備事業についてお尋ねいたします。

本年5月に文科省は、今年度から5年間の教育政策の財政目標を定める教育振興基本計画の原案の中で、「今後10年間を通じてOECD（経済協力開発機構）諸国の平均の国内総生産（GDP）比5%を目指すべきだ」と具体的な数値を明記しました。日本の教育支出額は、現在、年間約17.2兆円、GDP比3.5%、あるいは3.4%という数字もありますが、1.5%引き上げには単純計算で新たに7.4兆円の予算が必要となるが、中教審では投資額の目標は示さず、「欧米主要国と比べて遜色ない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図ることが必要」、「資源の乏しい我が国では、人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つだ」と表現しています。これに対し、財源の手当ての見通しがついていないため財務省などの反発は必至で、最終的に計画に数字を盛り込めるかどうか不透明とマスコミのお寒い論評が報じられています。

そして9月9日には、OECD加盟30カ国の教育に関するデータをまとめた2008年版「図表で見る教育」の発表によれば、国や地方自治体の予算から教育機関に出される日本の公的支出の割合、国内総生産（GDP）比3.4%は、データのある28カ国中、最下位と不名誉な恥ずべき実態で、その結果、逆に家計支出に頼る私費負担の割合は、小学校就学前55.7%、OECD平均が19.8%ですから3倍近い数字です。高等教育66.3%、26.9%で2.5倍ほどの数字です。初等中等教育9.9%、8.5%とこれは1.4%くらいのわずかの差ですが、親の負担の大きさが際立つ姿となっています。公的支出の対GDP比、アイスランド7.2%、デンマーク6.8%、スウェーデン6.2%、英国5%、米国4.8%、隣の韓国でさえ日本より1ポイント高い4.3%です。

毎年この時期、流行語大賞が話題になりますが、かつて「米百俵」の言葉が国民に我慢を求め、結果として痛みを押しつけ、格差が拡大する方向にかじを切る象徴的な意味に使われたことを思い起こすと、私は苦汁に満ちた憂国の情にかられてしまいます。吉田松陰とともに佐久間象山の門下生中、両虎あるいは二虎と称される逸材だった越後長岡藩の小林虎三郎が、分家藩からお見舞いの米百俵を学校を建てるために使い、その日暮らしよりも国を興すは教育にありという信念で、士族だけでなく町人、農民も入れる開かれた当時として画期的な学校をつくり、そこから多くの英才・俊才を生んだことは「国づくりは人づくり」という意味が米百俵の第一義と考えるのが普通です。

そこで今回、本市の総合発展計画の見直しで新たに校舎等整備事業を一体事業に追加したことは評価するものですが、中国四川省の大地震による学校崩壊の生々しい悲惨な現場の映像で世界中を震撼させた記憶が消えない中、極論すれば旧耐震基準で建てられ

た1981年以前の施設は、有事の場合、崩落によって人命や身体を損なう凶器と化する危険性を含んでいるということだと思えます。その点、校舎等整備事業大規模改造（耐震補強）の取り組みは遅きに失した感さえあるほどで、現在、耐震補強の対象となり得る昭和56年以前に建設された学校はどこか、具体的な校名をお尋ねいたします。

次に、過疎法の見直しについて。

過疎法は1970年の施行以来これまで3回延長され、現在の第四次過疎法は2009年度で期限が切れる10年間の時限立法です。中身については割愛して、これについては指定になった場合のシミュレーションも組む必要があると、今、見直しの中では過疎法の指定を受けなかった場合を見越して平成22年度以降の計画を組んでいるようですので、指定を受けなかった場合のシミュレーションも組む必要があるのではないかという視点でお尋ねいたします。

大綱4点目の市民の交通手段の確保。

この点については、県の補助対象が変わるような情報があるが、その見直しと本市の対応をお尋ねいたします。

鳥海山ろく線の利用拡大については、第三セクター由利高原鉄道の運営にかかわり、例えば神話高千穂トロッコ鉄道、宮崎県の高千穂町にある鉄道ですけれども、そこでは枕木1本5,000円、犬釘1本2,000円、そういう形の、あるいはつり革オーナーというようなオーナー制度を活用して、リピーターの確保にもつながる、そういう可能性がある取り組みをしていますが、本市としてそのような取り組みに対する考えがないかお尋ねいたしますとともに、あとは羽後本荘駅の利用については、簡易エスカレーターだとか、あるいはもっと鳥海山ろく線を利用しやすいようにさまざまな介護員の配置だとか、介護者への割引切符、いろいろな住民が利用しやすい環境を整えるサービス、それをどのように考えているかお尋ねいたします。

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、小杉議員のご質問にお答えします。

1番の食の安全について、（1）の汚染米についてのご質問であります。食品偽装表示事件や事故米の不正転売事件などの発生は、私たち消費者の食の安全を脅かす許されざる問題であります。

ご質問にあったように、事故米問題について内閣府の有識者会議は、農林水産省職員の意識や組織の体質を根本から改革する必要性を強く指摘しております。

農林水産省では、こうした指摘を厳粛に受けとめ、責任ある関係職員に対し厳正な処分を実施する旨の発表がありました。

先月末には、農林水産省の改革チームの緊急提言に沿って業務のあり方を根本的に改め、主要食糧業務を担う組織の抜本改革、食の安全の視点を最優先するなど、消費者の期待にこたえられる組織の構築などの方針のもと、平成22年度に抜本的な機構改革に着手し全力で取り組むと、農林水産大臣が表明したところであります。

また、乳製品のメラミン汚染など中国産食品に対し疑念が深まっていることから、本市といたしましては国の対応を注意深く見守り、必要に応じて関係機関と連携して国へ

の働きかけを行ってまいります。

次に、(2)の自給率、(3)の食糧危機については、関連がありますので一括してお答えします。

世界的な農産物価格の動向は、中国やインドなど途上国の経済発展による食糧需要が増加し、食糧以外を目的とするバイオ燃料の原料としての需要の増加など国際的な食糧事情が変化しているため、数カ月前までは高水準が続くと見られていたものが最近では下落傾向を示すなど、当面は不安定な状況が続くものと思われまますので、引き続きこうした推移を見守る必要があります。

食糧については、どの国でもいざというときは自国内への供給が優先され、そのため現時点でも農産物の輸出規制を行っている国が存在しています。また、食糧をめぐる抗議運動や暴動が発生しており、食糧不安が政治的不安定を招き、それが飢餓を生み、飽食と併存する不均衡な食糧需給状態が続いております。

こうした世界情勢の中で、私たちは主要先進国の中でもとりわけ自給率が低いという危機感を小杉議員同様に国民一人一人が共有し、自給率向上に向けた諸課題に対応する必要がありますと考えております。

課題解決に当たっては、消費者、農業生産者や農業団体、食品製造・流通関係事業者、行政がそれぞれの立場で意識改革に取り組み実践することが大切であり、一体となって解決しようとする努力が不可欠なものと認識いたしております。

(4)の市場原理についてでございますが、現在、行き過ぎた市場原理に対しては見直しの風潮にあり、規制緩和を進め、価格や効率性のみを重視するという市場原理の弊害がクローズアップされております。

このため、ご指摘のとおり、市場原理は必ずしも安全・安心が必要不可欠となる農産物にはなじまない制度であると考えております。

昨今の中国からの輸入野菜を初めとして、国内でも加工食品などにおける食品偽装などさまざまな不祥事が報道されているように、単に価格のみを重視し、食の安全が確保されないものは消費者から見放されることになるものであります。

また、農業は国民に食を供給するという機能のみならず、水源涵養や教育機能などさまざまな多面的機能を有していることから、食育の推進などにより消費者に農業に対する理解を促進するとともに、国民生活に果たす農業農村の重要性を国に訴えてまいります。

次に、(5)の地産地消についてお答えします。

地産地消は、生産者が新鮮かつ安心・安全な地場農産物を地元の消費者に提供するものであり、消費者と生産者に顔が見えて話ができる信頼関係が定着し、各地域において売り上げを順調に伸ばしております。

学校給食においても利用が拡大しており、地域で生産された食材を使用し子供たちに食べてもらうことで、農家のみならず市民全体がかかわり、食育の重要性を理解し、共感できる場となっております。

本市といたしましては、このような取り組みを一層進めるため、昨年3月に地産地消推進計画を策定したものであり、生産者と消費者の交流活動、直売所等における地場農産物の利用促進などを通じて地産地消の拡大を推進してまいりたいと存じます。

次に、（６）の有機栽培と特別栽培についてお答えします。

本市の有機・特別栽培米の作付状況は、有機米で13ヘクタール、特別栽培米は163ヘクタールとなっております。

有機米は農薬、化学肥料を全く使用しない栽培なので、今後、ある程度の拡大はあっても技術的な問題から簡単には農家が取組みにくい状況であります。

特別栽培米は、農薬、化学肥料とも半減するものであり、比較的、取組みが容易であることから増加傾向にあります。

米の販売においては、いかに差別化して有利販売を行えるかが重要な点であり、本市といたしましても、有機米や特別栽培米を転作カウントすることで普及拡大に取り組んできたものであります。

秋田県でも環境に配慮した低コスト型生産を目指した、あきたエコらいすプロジェクトを立ち上げ、秋田米販売戦略を再構築することになったことから、有機農業支援対策への取組みを含め、由利本荘米の有利販売を推進してまいります。

次に、（７）の所得の配分の構造について申し上げます。

農産物の生産額と消費者が最終的に支払う額を比較して、消費者の支払い額の増加と農産物の生産額の減少は所得の配分の構造に問題がないかという指摘ではありますが、生活スタイルの変化や外食化の中では、ある程度やむを得ないものと考えております。

今日、米価や野菜価格が下落傾向にあることは現実であり、さらに原油高騰等により生産資材は上昇傾向で、農家にとりましては二重に困難な状況にあります。

このため、直売活動の推進や加工食品などの開発などに取り組んできたものであり、大内地域のひまわり会など大きく農家所得の向上に結びつく事例も出ております。

また、世界的にも欧米諸国と比較してすぐれたバランスを持つ日本型食生活のすぐれた点が評価されており、栄養的面はもとより、総合的な食糧自給力維持の観点からも日本型食生活を定着させる努力が必要になっております。

本市においても、食育の推進や学校給食を通じて普及推進を図っているものでございます。

次に、大きい２番の森林整備の促進について、（１）の美しい森づくり基盤整備交付金制度の活用についてであります。美しい森づくり基盤整備交付金は、京都議定書の第一約束期間における森林吸収目標の達成に向けた特別の措置を講ずることを内容とする森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）に基づく助成措置であります。

具体的には、市町村が計画を作成し、森林組合等が実施する事業について国が支援する仕組みであり、従来の制度では対象とならなかった高齢の森林における間伐の実施や作業道の整備への支援などを重点としております。

現在、本市では森林組合等と協議の上、計画を策定中ではありますが、来年度から４年間で、主には個人が所有する60年生以上の杉林の間伐を実施する予定です。この取組みにより、木材価格の低迷などによる整備意欲の減退などから手入れが不十分な森林の整備が大きく進むものと期待されます。

なお、市有林についても——市有林ということとは「私」でなくて公有林の「市有林」ですね、市有林についてもこの制度の対象となることから、各地域の森林現況等を再確

認しながら実施について検討してまいります。とりわけ大内地域の分収契約地についてはご指摘のような実情にあり、これまでの経緯等を踏まえながら適切な管理について十分検討してまいります。

次に、(2)の民有林造林促進事業費補助金の市のかさ上げについて申し上げます。

民有林整備促進事業費補助金につきましては、公共性の高い森林整備について、個人所有者等が国庫補助事業を活用して取り組む際の自己負担の軽減を図るため、合併以来、全地域を対象として、昨年度までは10%、本年度からは7%の単独かさ上げを行っているものであります。

近年は地球温暖化防止に果たす森林の役割が国際的にも明確化され、国家の達成手段としてその整備が強力に進められており、この流れは当分続くものと考えられます。よって本市内における事業量も大幅に増加し元気な森づくりが着々と進められており、これに対応するかさ上げ補助金については実績に応じ補正予算で対応しているところであります。

今後も厳しい財政状況の中ではありますが、森林の果たす公益的役割の重要性にかんがみ、本制度を継続し、民有林の整備を支援してまいりたいと考えております。

次に、大きい3番の総合発展計画の見直しについて、(1)の一体事業と地域事業についてお答えします。

総合発展計画の主要事業は、合併時に1市7町それぞれが持ち寄った市町村建設計画を基本として協議・決定された新市まちづくり計画を踏襲したものであることは、昨日の一般質問でもお答えしたとおりであります。

新市まちづくり計画を作成する過程において、地域事業から一体事業に位置づけを変えた事業や、新市を取り巻く状況変化により新たに一体事業として取り組むべきと判断した事業があります。

ご質問の鳥海地域総合ミュージアム建設事業は鳥海地域の事業として持ち寄ったものでありますが、新市観光の中核である鳥海山ろく全体の施設と位置づけ、総合発展計画主要事業を平成17年に作成する際に一体事業に変更したものであります。

また、市道松ヶ崎亀田線は、日沿道本線との連結許可申請に当たり、新市高速交通ネットワークを形成するインターチェンジへの接続路であることを明確に示すため一体事業に位置づけたものであります。その財源は本荘地域と岩城地域から引き継いだところであります。

さらに、本年5月に発生した中国の四川大地震での被害状況が明らかになり、公共施設、とりわけ学校施設の安全性確保の重要性が再確認されたことから、今回の見直しに当たって昭和55年以前に建築された本庁及び4地域の総合支所を対象とした庁舎等整備事業(耐震補強)を新たに追加したほか、校舎等整備事業(耐震補強)については、特別措置法による補助率アップと相まって大幅に事業費を増額したところであります。

次に、(2)のまちづくり交付金については、これは猿田建設部長から答えさせます。

次に、(3)の校舎等整備事業ではありますが、これは所管である教育長からお答えいたします。

(4)の過疎法の見直しについてであります。昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、4回にわたり制定されてきたいわゆる過疎法は、過疎地域における

総合的な対策として生活環境の整備や産業の振興などに大きな成果を上げてきたところでありますが、現行法は時限立法のため平成22年3月をもって失効することになります。

ご案内のとおり、過疎地域においては極めて深刻な状況に直面しておりますが、総務省では過疎問題懇談会を設置し、過疎地域の課題解決に向けた今後の過疎対策のあり方などについて検証が進められており、また、全国各地で新たな過疎対策法の制定に向けた運動が展開されております。

本市といたしましても、平成22年度以降も引き続き総合的な過疎対策事業が実施できるよう新たな立法措置を含め、全国過疎地域自立促進連盟や秋田県過疎地域自立促進協議会、さらには全国市長会との連携を図りながら、引き続き強く要望してまいります。

また、ご説明いたしておりますように総合発展計画では平成22年度以降は過疎債がないものとして計画しておりますが、新たな過疎債が決定した場合には、その内容により充当についての見直しを行う予定であります。

次に、4番の市民の交通手段の確保について、(1)のバス路線の今後の見通しとそれについての対応であります。県では地域の実情に即した効率的で利用しやすい生活交通の実現を図るため、市町村を中心とした交通事業者や住民等が連携して取り組む体制を強化することとし、平成22年度からバス関係補助制度を見直す方針であります。

その内容としては、広域交通を担う路線や一定以上利用者がある路線の維持・確保のためのバス事業者への補助を基本として、運行車両の小型化促進や市町村有償運送、いわゆるコミュニティーバスや予約型乗り合いタクシー等、新たな交通システム導入への支援を行うものとしております。

市としましては、平成22年度のバス補助制度見直しにより、バス事業者が自主的運営が困難になった地域については地域の利用実態に合った効率的で利用しやすい公共交通体系、いわゆる運行車両の小型化や低コストで地域のニーズ等の変化に柔軟に対応できる仕組みを構築し、地域住民の生活に必要な交通手段の確保に努めてまいりたいと考えています。

いずれにしても、本市の生活バス路線につきましては、バス事業者及び地域住民等が参画する地域公共交通会議等において十分議論を重ね、バス事業者や県に対してその維持・存続を強く要望してまいります。

また、将来を見据えた地域公共交通のあり方につきましては、既存の交通手段であります路線バスやJR、由利高原鉄道の効率的な連携を再構築するとともに、コミュニティーバス、乗り合いタクシーなどの新たな交通手段を加えた市民生活の安全・安心を目指した総合的な地域公共交通ビジョンにつきましては、川崎市の事例を含め先進事例を十分調査し、また、国に要望しております定住自立圏構想に盛り込みながら検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に、(2)の鳥海山ろく線の利用拡大についてお答えします。

鳥海山ろく線の平成20年度上半期の利用客については、通勤定期客が伸び悩む中、団体利用客は沿線地域の駅愛好会等の団体から生ビール列車などの貸し切り列車を数多く利用していただいたことや、旅行会社と提携した七夕列車などのイベント列車の企画が功を奏し、前年同期の約2倍となっており、本年7月初めに実施いたしました利用促進リレーシンポジウムの効果が出てきているものと分析いたしております。

また、通勤定期客につきましては9月に沿線市職員利用促進説明会を開催し、時差出勤制度の試行やパーク・アンド・ライド駐車場等について説明したところ、現在30名の市職員が定期客として通勤利用しており、下半期では通勤定期客は大きく増加しております。

一方、買い物や通院等で利用する普通旅客については前年度同期の実績を割り込んでおり、その利用拡大策が必要と考えております。

その方策の一つとして、通院客の鉄道利用の利便性向上のため、矢島駅及び前郷駅の有人駅において病院の受付処理を行い、鉄道での移動時間を診察までの待ち時間とすることによる待ち時間短縮システムの構築であります。このシステムの構築により、矢島本荘間で約40分間、前郷本荘間で約20分間、確実に待ち時間の短縮につながることであり、このことが鉄道の利用拡大に結びつくものと期待しており、目下、先進事例等の調査・検討をしているところであります。

また、羽後本荘駅には先月から車いす利用者のための階段昇降機が導入されてはおりますが、エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化は利用客拡大のためにも重要であり、引き続きJR東日本秋田支社に要望しているところであります。

なお、枕木やつり革などの支援オーナー制度については、由利高原鉄道において先進事例を調査・検討しているとのことでありますが、このオーナー制度がマイレール意識の高揚など鉄道利用のさらなる拡大並びに収益の増につながるものと存じますので、市としても由利高原鉄道とともに調査・検討し、利用拡大につながる新たな企画を進めてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、鳥海山ろく線の利用拡大は沿線住民のみならず市民全体からのご理解とご協力が必要であり、鉄道会社はもちろんのこと、鳥海山ろく線運営促進連絡協議会など関係団体とも緊密に連携し取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位におかれましてもご支援とご協力をよろしくお願いを申し上げます、終わります。議長（井島市太郎君） 猿田建設部長。

【建設部長（猿田正好君）登壇】

建設部長（猿田正好君） 大きい項目の3の（2）まちづくり交付金事業につきましては、市長からの指示でございますので私からお答えを申し上げます。

昨日、佐藤勇議員への答弁の中で指名業者についての経緯についてはご説明をいたしておりますが、このたびの（仮称）由利本荘市文化複合施設建設工事につきましては、市の建設工事、契約制度に関する要綱に基づき、指名競争入札により価格と業者を決定いたしております。

したがいまして、この厳正な入札において決定した契約予定者とはそれ以降の価格交渉は行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 小杉議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

3の総合発展計画の見直しについての（3）校舎等整備事業についてでございますが、学校施設は地震発生時において児童生徒の安全を守ることはもとより、地域住民の避難

場所ともなることから、その耐震化は緊急の課題であります。

国においては、中国四川省の大地震後、地震防災対策特別措置法が改正され、耐震補強事業に対する補助率のかさ上げなどを行っておりますが、その後もできるだけ早く耐震化を図るよう強く要請されております。

このため、本市の来年度から取り組む主要事業において、校舎等学校施設の耐震化事業を優先的に計画へ盛り込むように努めております。

具体的には、現在既に新山小学校と鶴舞小学校の耐震二次診断を行っておりますが、耐震化が必要なほかの学校施設につきましても、優先度を考慮しながら年次計画に基づき順次二次診断を実施してまいりたいと考えております。

また、診断結果による耐震補強については、子供たちの安全を確保するため空き教室等を利用しながらの工事になることから、大規模校は複数年かかりますので計画的に実施してまいります。

今後の学校建設につきましては、耐震化対策とともに学校環境適正化計画に沿いまして来年度から対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校建設計画につきましては多くの課題があることから、地域住民の意向も十分考慮しながら進めてまいりますので、ご理解願います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再質問ありませんか。4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） 時間があと1分しかないようですので、2点だけ。

まず、民有林の造林促進事業費補助金のかさ上げについては、市長より、これまで同様、全力で支援してまいるとのご答弁でしたけれども、平成19年までの10%に戻るのか、7%で継続していくのか、あるいは補助率が下がっても5%にしてでも継続していくというような、そういう意味なのか、その点をもう一度明確なご答弁をお願いします。

それと猿田建設部長からご答弁いただきましたけれども、昨日の佐藤勇議員の質問に対するやりとりの中で、6業者の指名競争入札のうちに、きのうの話では2業者という話も出ましたけれども、実際は3業者だったようです。その中で、由利本荘市の場合は予定価格というものを事前に公表して入札するわけですがけれども、その事前公表の入札価格53億7,934万5,000円と、ほぼぴったり53億7,000万円という落札価格。これは19年の6月議会で我々議会に示された63億1,930万円に対しては確かに89.38%、89%の数字になるわけですがけれども、予定価格として示された数字に対しての落札価格は実に99.8%と。たった53億7,000万円のほかの967万円何がしかの端数を切り捨てただけの落札になっている。しかも、ほかの2業者の入札価格たるや、予定価格より超える数字が示されていて、なおかつ大林組に至っては昨年の63億円をはるかに超える64億円の入札ふだになっている。

議長（井島市太郎君） 小杉議員、再質問は簡潔におやりください。

4番（小杉良一君） そういうことで、本当にこれで部長がおっしゃるような厳正な入札を行ったと言えるのかどうか、その点再質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 民有林の補助のことにつきまして、先ほど申し上げました平成21年度はどうなるのかというお尋ねですが、これは目下、予算編成中ではありますが、今のと

ころさまざまな情勢を分析しながら5%程度というふうな感じで今改定するところであり  
ます。

次に、文化複合施設の問題について後で猿田部長から答弁させますが、この問題につ  
いては私たちは常に公正な立場で事業を執行しているということのご理解をいただきた  
いと思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 猿田建設部長。

建設部長（猿田正好君） 小杉議員の再質問にお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、入札の実態としては小杉議員のご指摘のとおりでございます。ただ、  
実施設計を行いました昨年の状況といたしますのは、ご承知のとおり、鋼材、燃料費等々、  
目に余る高騰の推移をたどったものでございまして、その実施設計を行うに当たって、  
確定をさせるに当たって私どもが議会からご承認をいただいた予算の範囲内でおさめる  
努力のために二度三度と設計事務所の方に差しかえを要求したものでございます。

したがって、設計内容については削るべきものはすべて削って、諸経費に至ってもぎ  
りぎり削ったものというふうに精査してまいりましたものですから、各応札していただ  
いた業者さんについては、通常の東京レベルでの積算、あるいは通常の年間レベルでの  
積算にあってはなかなか対応が難しかったという実態にあるものと思います。ただ、幸  
いにして予定価格の公表にぎりぎり応じていただいた業者が1社あったということでご  
ざいまして、正直申し上げまして、これは私ども胸をなでおろす思いで入札を見守った  
経緯でございますので、この厳正な入札については我々何ら皆様方に後ろめたいところ  
は一つもございませんので、この点に関しては強調させていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 以上で、4番小杉良一君の一般質問を終了します。

これをもって、一般質問を終了いたしました。

この際、約10分間休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時35分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第147号から議案第158号まで、議案第160号から議案第177号まで及び議  
案第179号の31件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いた  
します。

議長（井島市太郎君） 日程第3、これより提出議員発案に対する質疑を行います。

この際、議員発案第5号及び議員発案第6号を一括議題として質疑を行います。  
ただいままでのところ、質疑の通告はありません。  
質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議員発案に対する質疑を終結いたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第4、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第180号及び議案第181号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。  
柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は補正予算2件であります。

初めに、議案第180号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）であります。

このたびの補正は、国の補正予算成立に伴うもので、安心実現のための地域活性化・緊急安心実現総合対策事業として採択されたケーブルテレビ施設整備事業と西目小学校屋内体育館棟建設事業に要する経費の補正が主なものであります。

総務費では、平成21年度に予定しておりました本荘地域の市街地地区を対象としたケーブルテレビ施設整備事業の事業費25億8,376万9,000円と、定住自立圏構想策定に係る国との協議に要する経費を増額しようとするものであります。

教育費としては、平成21年度に予定しておりました西目小学校の屋内体育館棟建設事業に要する経費3億7,527万3,000円を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源といたしましては、国庫支出金や市債などのほか繰越金で調整するもので、一般会計補正額は29億5,953万円となり、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ521億3,612万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第181号由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第4号）は、先ほどの議案第180号に関連するものであります。本荘地域の市街地地区を対象としたケーブルテレビ施設整備事業費のうち、テレビ再送信整備に係る事業費分として1億5,616万3,000円を一般会計繰出金に増額しようとするものであります。

この財源といたしましては起債を充てるものであり、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ4億6,217万4,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、追加提出されました議案第180号及び議案第181号の2件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休 憩

---

午前 11時41分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（井島市太郎君） これより追加提出されました議案第180号及び議案第181号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第5、提出議案、提出議員発案及び陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明11日、12日は各常任委員会による議案審査、13日、14日は休日のため休会、15日、16日は各常任委員会、特別委員会による議案審査、17日、18日は事務整理のため休会、19日本会議を再開し、各委員会の審査報告、議案、陳情、議員発案を上程し、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、18日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11時42分 散 会